

介護職員等処遇改善加算算定に係る“見える化要件”について

◎加算取得状況:介護職員等処遇改善加算ⅠまたはⅡ

(詳しくは介護情報公表システムにて公表)

職場環境等要件

区分	内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none">●事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築●他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みを構築（採用の実績あり）
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none">●働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修の受講支援等●上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none">●職員の事情等の状況に応じた、勤務シフトや短時間制正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備●有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制度により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none">●短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施●事故・トラブルへの対応マニュアル等作成等の体制の整備
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	<ul style="list-style-type: none">●厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている●業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている●介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none">●ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善●ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供